

◆総 則

この業務委託規約は、agtグループ(クリスタル、Twinkle、ライラックライブ)(以下、甲)が甲と業務委託を希望する仮登録・本登録・並びにチャットレディオペレーターを希望する者(以下、乙)と契約前において確認並びに遵守すべき事項として予め告知するものです。

また乙が本登録を経て、業務に就いた後もこの規約を遵守する事とします。

仮登録・本登録の際に乙が甲に支払う費用は、発生しないものとします。

甲が運営するコンテンツはチャットレディオペレーター募集並びにチャットレディオペレーターの管理業務である。

乙が甲と業務委託契約を結ぶ目的は、甲が代理店契約をしているライブチャットサイトのチャットレディオペレーター業務であり出会い系コンテンツや甲並びに提携サイトが反社会的かつ暴力的で無く甲が反社会的または類似する一切の暴力的組織と関連が無いものと乙が認識した上で乙は本規約を遵守して代理店契約提携先のサービス利用者に対してライブコミュニケーションサービスを提供するものとします。

◆第一章 登録について

- 1、乙は、本規約を熟読の上、登録をするものとする。
- 2、乙を希望する者で満 18 歳未満の方は、登録する事ができない。
- 3、18 歳以上の場合、高校在学中の方は登録する事ができない。
- 4、仮登録並びに本登録を希望する本人自身が登録作業を行うものとする。
- 5、甲が乙の意思に関係なく登録の可否を決められるものとする。
- 6、会員登録をするに際し、それまでに掛かった費用は乙の負担とする。
- 7、甲が乙からの本登録申込みを受諾した場合において乙に対し ID およびパスワードを貸与するものとする。
- 8、前項5の ID およびパスワードを申込者に対して発行した段階で、本登録申込者は乙とする。
- 9、乙は本登録手続き終了後、本規約を遵守する義務が発生するものとする。
- 10、甲はスカウトマン等の雇用並びに契約、勧誘斡旋を一切行っていない事から乙が第三者等からスカウト(勧誘)行為を受け登録を希望する場合スカウト(勧誘)行為を行った者と乙の関係に起因する全ての事案に於いて甲は一切の責任を負わないものとする。

◆第二章 退会について

- 1、業務委託登録制度の主旨から乙の自由意志の元に、退会ができるものとし甲が乙の退会について干渉する事が一切できないものとする。
- 2、退会方法については、甲が定めた方法で行わなければいけないものとする。
- 3、乙の退会前に発生している報酬については甲が乙に対して別項に定めている所定の方法にて支払うものとする。
- 4、上記3の事項がすみやかに終了次第、甲は乙の個人情報を全て消去しなければならない。
- 5、上記4の事項に関して、報酬に関してのデータは国内の法律の定める期間は甲が保管できるものとする。
- 6、退会(登録解除)に伴う即時一括精算時に税込報酬金額から別途手数料500円控除する。

◆第三章 仮登録並びに本登録申請時の虚偽記載の禁止について

- 1、乙が甲に対して、仮登録・本登録申請における記載について虚偽内容の記載は一切禁止するものとする。
- 2、1に於いて、虚偽記載が原因で法的問題が発生した場合一切の責任は乙にあり甲は責任が無いものとする。

3、2に於いて乙が甲に対して損害賠償の責務が発生した場合は速やかに倫理的、若しくは法的手続きにより賠償責任を負うものとする。

4、登録記載内容に変更が生じた場合は乙は甲に速やかに届けなければならない。

◆第四章 雇用関係について

1、甲と乙との雇用関係は、業務委託契約とする。

2、報酬内容、作業内容、その他の委託条件について乙に告知の上、甲の意思でいつでも変更ができるものとする。

3、甲は乙の作業時間を拘束する事ができない。また乙の意思のもと、作業時間は自由に決められるものとする。

4、作業に必要な費用は、乙が全て負担するものとする。

5、甲の事情によりこの契約は甲より即時終了することができるものとする。

6、甲が警察・裁判所及び公的機関から契約内容の開示請求を受けた場合、甲の判断で開示することが出来るものとする。

7、乙の起因による作業上のトラブルにおいて甲は一切責任を負わないものとする。

◎第五章 業務委託契約の解除について

乙が下記の項目に該当した場合甲は事前に告知することなく本契約を即時解除できるものとする。

- 1、第六章に規定される禁止行為を行った場合。
- 2、登録時並びに契約中における甲で管理している乙の個人情報の虚偽内容が発覚した場合。
- 3、乙が契約を履行できないと甲が判断した場合。
- 4、甲が乙に対して無告知かつ、病気・事故その他乙が長期にわたり業務が遂行できないと判断した場合。
- 5、乙が提携先サイト運営会社より強制退会・登録解除等処分を受けた場合。
- 6、第5項により複数サイトを登録中、事件性相当の重大な違反処分を1サイト以上受けた場合、乙が受けた処分内容により甲の判断で業務委託契約の解除を行う場合がある。
- 6、その他、法的根拠に照らし合わせて甲が乙に対して告知の上、契約解除を行う事ができる。

◎第六章 禁止行為

乙が、本契約を履行中以下の行為をしてはならない。

以下に記載する行為により、甲ならびに全ての利用者や関係機関に損害賠償が発生した場合乙は遅滞なく甲並びに関係者・関係機関に損害賠償の責任を負うものとします。

第六章で使用する『会員』とは、提携先の全ての『会員』を含む

- 1、会員並びに、この契約に関わる全ての者に対して名誉毀損をするような行為や発言
- 2、会員並びに、この契約に関わる全ての者に対してプライバシーを侵害する、またはそれに準ずる行為、
- 3、会員並びに、この契約に関わる全ての者に対して誹謗中傷、迷惑行為、ストーカ一行為、脅迫的な行為
- 4、この契約に関わる全ての者に成りすます行為
- 5、乙が作業で知りえた情報を第三者に漏洩する行為。
- 6、乙による公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- 7、乙が甲の運営を妨害する行為。
- 8、甲が乙に貸与した ID 並びにパスワードを他人が不正使用する行為。
- 9、甲が乙に対して不適切と判断する行為。
- 10、会員と実際に営業を含め接触する行為

11、他社との同時ログイン・同時チャット行為

12、提携先における規約の禁止条項の違反行為

13、その他国内法における法律を違反する行為

【第六章における付則禁止事項】

別項1、乙が作業中において下記の反する行為を禁止する。

1、性器を露出する行為

別項2、甲が一部指定するノンアダルト契約サイトに於いて

下記の行為を一切禁止します。

2、裸を晒す行為

3、自慰行為

4、下半身の露出行為

5、その他男性会員が性欲を催す恐れのある行為

別項2の2～5に於いての契約先サイトとは

下記に挙げる3サイトとします。

・ライブチャットマシェリ

・FANZA ライブチャット『おちゃ』

・ライブでゴーゴー

別項 2 の 2～5 に於ける禁止行為の定義並びに判断の基準はノンアダルトサイト運営会社の方針に基づくものとする。

◎第七章 報酬について

報酬については以下の通り定める。

1、甲が乙に支払うべき消費税転嫁を含む報酬については提携各サイトからの入金
に準じ定期精算コースは甲が別途指定する日。

即払いは、甲の定める方法で支払うものとする。

2、甲は、予め乙の指定した口座名義に振り込むものとする。

3、定期精算振込手数料は、甲の取引金融機関が指定する振込手数料など、該当する振込手数料を原則無料とするものとする。

4、精算時に口座情報に不備があり振込不能の場合事務手数料 525 円＋銀行所定の組戻し手数料を乙が負担する。

再振込みの手続きとして、再度乙が振込口座を指定し甲の取引銀行口座に組戻し分の報酬金額が戻された時点で再度、報酬の振込みを実施するものとします。

5、乙がこの契約に違反した場合、法的根拠に照らし合わせ重大な違反案件・事件と判断するものについては甲が乙に対する報酬の支払義務を負わないものとし、乙は報

報酬請求権を放棄する。

又、乙が重大な契約違反・事件に準ずると甲が判断した場合甲の裁定が下りるまで報酬の支払いを保留する事ができる。

6、甲は乙に×日における報酬支払の下限金額を1円以上とする。

7、第6項の規定により次期繰り越し制度を有しない為、乙の都合で作業開始後、ポイント(報酬)を獲得してから90日以上振込先銀行口座の無申告やログインが無い場合それまでに獲得した報酬金額の請求権を乙が放棄したものとする。

8、乙の故意・過失に関わらず、不正に獲得した疑いのあるポイントについて、甲は乙に対し報酬の支払いを保留する権利を有する。

日払い・自由精算等前払いを行った後、提携するサイトで偽造クレジットカード等による不正行為が判明した場合、乙は速やかに支払分の報酬を甲に返還する義務を負う。乙が甲に速やかに返還しない場合、第九章の規約に順じ解決するものとする。

また、提携サイト先から甲に振り込まれない場合、理由の如何に関わらず甲は乙に支払い義務を有しない。

◎第八章 契約の譲渡禁止について

本契約は甲と乙の間に締結されているものであるから本契約を乙が他人に譲渡する事を禁止する。

◎第九章 本契約における諸問題・トラブル解決について

1、本契約に記載されていない事項については甲と乙間で協議して決めるものとする。

2、当契約に関し、甲乙間に諸問題が生じた場合は出来る限り甲と乙間で解決するものとし、尚且つ解決しない場合は所轄地方裁判所が管轄する裁判所を第一審とする事を甲並びに乙は同意するものとする。

3、本契約の準拠法は、日本の法律とします。

◎第十章 補 則

本契約は甲の顧問弁護士より適時リーガルチェックを受け

乙に事前に通知する事無く甲の意思により

項目の変更、追加、削除が出来るものとします。

本契約は 2017 年 10 月 27 日より履行されるものとし

それ以前に仮登録した者についても適用されるものとします。